

事務連絡  
令和7年2月4日

各都道府県

建築行政主務部局 御中

国土交通省住宅局  
建築指導課  
参事官（建築企画担当）付

改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の  
確認申請・審査マニュアル（経過措置対応版）について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、改正法の第2条、第4条の一部等の規定による改正については、令和7年4月1日に施行されます。

改正法の施行に合わせて、木造の建築物における柱の小径（建築基準法施行令第43条。以下「施行令」という。）及び壁量計算（施行令第46条）の基準については見直しを行ったところではあるが、当該基準について施行後1年間（令和8年3月31日までに着工したものは経過措置を設けています。この度、経過措置に対応したマニュアル「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル（経過措置対応版）」を作成しましたので、必要に応じてご活用いただくとともに、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

○「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル（経過措置対応版）」

（URL：）<https://www.mlit.go.jp/common/001860611.pdf>

以上